

長野労発基0807第1号

令和7年8月7日

長野地方最低賃金審議会

会 長 山本 恭子 殿

長野労働局長

三浦 栄一郎

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、特定最低賃金の改正決定を求める申出があったので、同法第21条の規定により、下記特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定
（平成20年長野労働局最低賃金公示第3号）
- 2 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定
（平成20年長野労働局最低賃金公示第2号）
- 3 長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定
（平成20年長野労働局最低賃金公示第5号）